

防衛省仕様書改正票

D S P

W 9005B(3)

吹き流し

制定 昭和 54年12月24日

(WIND SOCK)

改正 令和 5年 3月14日

この改正票は、D S P W 9005B(吹き流し)についてのものであり、D S P W 9005B

(2) を含め累積記載されている。この改正票はD S P W 9005Bと併用される。

1.4 引用文書 中

“J I S L 1096 一般織物試験方法”を“J I S L 1096 織物及び編物の生地試験方法”に改める。

表3 中

“とう（藤）枠”を“とう（簾）枠”に改める。

2.3.2 縫製要領 中

- “3 口輪のとう（藤）枠の取り付けは、本体生地裏面から力布を縫着してとう（藤）枠をくるみミシン縫い4条以上で縫い付ける。”を
 “3 口輪のとう（簾）枠の取り付けは、本体生地裏面から力布を縫着してとう（簾）枠をくるみミシン縫い4条以上で縫い付ける。”に改める。

2.7 製品の表示 を次のように改める。

製品の表示は、図1に示す様式のものを輪口から約10cm離れた位置に縫い付ける。ただし、製品の表示の一部を省略する場合は、調達要領指定書により指定してもよい。

防衛省		↑
品名	a)	
物品番号	b)	
納入年度	c)	
契約者	d)	
		↓
20		

注記1 銘板の枠及び記載事項は、黒でにじみ及び退色しにくいものを用いて、鮮明に押印又は印刷する。

注記2 用字及び書体は、N D S Z 8011による。

注記3 寸法は、標準を示す。

注^{a)} 該当する製品の呼び方を記入する。

注^{b)} 該当する物品番号を記入する。

注^{c)} 納入年度を記入する。

例 2022年度

注^{d)} 契約の相手方の名称又はその略号を記入する。

図1-銘板

4.2 包装の表示 中

“例 2008年2月”を“例 2023年3月”に改める。

付表1 を次のように改める。

付表1一生地

項目		規定	試験方法
原糸		ナイロン(ライト系)	—
番手(織度)	たて	78 dtex	JIS L 1096のA法による。
	よこ	122 dtex×2	
より糸		78 dtexを600回以上Sより 122 dtex×2を600回以上Zより }したものを 600回以上Sよりし、78 dtex 1 200T/m以上 としたものを標準とする。	
組織		平織	
幅 cm		95 以上	
長さ m		45 以上	
質量 g/m ²		120 以上	
密度 本/2.54 cm	たて	42 以上	
	よこ		
寸法変化率 %		±5以内	JIS L 1096のD法による。
引張強さ N		1 200 以上	JIS L 1096のA法(ラベルドストリップ法)による。
伸び率 %		65 以下	
染色堅ろう度 ^{a)}		4級以上	JIS L 0842の第3露光法による。
	耐光		JIS L 0844のA-2号による。
	洗濯		JIS L 0849の摩擦試験器II型の乾燥 試験による。
	摩擦		JIS L 0847による。
	海水 ^{b)}		

注^{a)} 赤色の生地にだけに適用する。

注^{b)} 調達要領指定書によって指定する場合を除き、適用しない。

付図1 中 “藤わく”を“とう(籐)枠”に改める。

付図2 中 “藤わく”を“とう(籐)枠”に改める。

防衛省仕様書

D S P

W 9005B

制定 昭和54.12.24

改正 平成20.3.21

吹き流し

(WIND SOCK)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、飛行場及び場外離着陸場で用いる吹き流しについて規定する。

1.2 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		物品番号	注記
飛行場用	1号	6660-160-4437-5	吹き流し本体
	2号	6660-161-6236-5	支柱頭部金具付き
場外離着陸場用		6660-161-6280-5	吹き流し本体

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。

例 吹き流し、飛行場用、1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

J I S L 0 8 4 2	紫外線カーボンアーク灯光に対する染色堅ろう度試験方法
J I S L 0 8 4 4	洗濯に対する染色堅ろう度試験方法
J I S L 0 8 4 7	海水に対する染色堅ろう度試験方法
J I S L 0 8 4 9	摩擦に対する染色堅ろう度試験方法
J I S L 1 0 9 6	一般織物試験方法
N D S Z 8 0 1 1	角形銘板
N D S Z 8 2 0 1	標準色

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は、表2による。

表2－構成

項目	数量		
	飛行場用		場外離着陸用
	1号	2号	
本体	1	1	1
支柱頭部金具	—	1	—

2.2 材料

材料は、表 3 による。

表 3-材料

項目	規定	用途
本体	生地 付表 1 による。	本体布
	とう(藤)枠 直径 15 mm, 鋼材上質のもの	口輪
	しん地 ナイロンタフタ #1173 幅 20 cm 以上	口輪用力布
	テープ 付表 2 による。	補強用力帶
	はとめ 黄銅製アイレット #30	取付索通し用
	皮帶 牛皮銀付, 5 cm × 22 cm × 0.1 cm 以上	はとめ取付け用
	縫糸 ポリエステル 112dtex × 1 × 3	本縫い用
	ポリエステル 167dtex × 1 × 3	皮縫い用
	麻糸 #20/3	索留め用
	組打ちひも ナイロン 直径 6 mm, 引張強さ 2 157.5N 以上	取付索用
スイブルフック	黄銅製, 長さ 5 cm 以上	索取付け用よりもどし金具
金具	付図 3 による	支柱頭部用金具
銘板	生地と同じもの又はサラシ #2002(白色)	—————

2.3 加工

2.3.1 裁断

裁断は、次による。

- a) 生地のほつれ止め及び使用上の強度を考慮し、電気裁断とする。
- b) 本体の円周を、飛行場用は、8 等分し、場外離着陸場用は、6 等分した台形に裁断してはぎ合わせるものとする。

2.3.2 縫製要領

縫製要領は、次による。

- a) 一般要領は、次による。

1) 針数は、3 cm 間の表面に現れた縫い目数とし、表 4 による。

表 4-針数

区分	針数
本縫い	10 以上
皮縫い	8 以上

- 2) 縫い始め及び縫い終わりは、返し縫いを完全にする。
- 3) 縫い飛び及び縫い外れがなく、糸調子が優良で、縫い目曲がりが目立たないものとする。
- 4) 力布及び力帶のはぎは、認めない。
- b) 細部要領は、次によるほか、付図 1 及び付図 2 による。
 - 1) 本体の布のはぎ合わせ縫いは、ミシンの 2 条縫いで巻伏せ縫いを行い、縫い幅は約 1 cm とする。
 - 2) はぎ合わせ後は、裏面から縫い合わせ部分に力帶をミシン縫い 4 条以上で縫い付ける。
 - 3) 口輪のとう(藤)枠の取り付けは、本体生地裏面から力布を縫着してとう(藤)枠をくるみミシン縫い 4 条以上で縫い付ける。
 - 4) 取付索の通し部 3 か所に牛皮を縫い付け、はとめを付ける。
 - 5) 尾口は、幅約 3 cm の三つ折り縫いとし、裏面に力帶をミシン縫い 4 条以上で縫い付ける。
 - 6) 牛皮の縫い付け及びはとめの取り付けは、完全に施す。

c) 取付索の結索は、次による。

- 1) 取付索の先端には、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、よりもどし付スイブルフックを取り付ける。
- 2) 索の取付箇所及び取付索中心部の結索後は、それぞれの結索箇所を麻糸で索留めを完全にする。
- 3) 支柱頭部用の金具を取り付ける場合は、結索後麻糸で結索箇所の索留めを完全にする。

2.4 形状・寸法

形状及び寸法は、付図1～付図3による。

2.5 色

色は、次による。

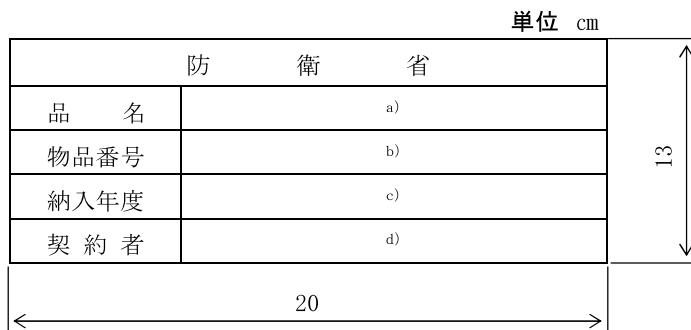
- a) 口輪から本体中央までを赤色とし、中央から尾口までを白色とする。
- b) 赤色は、NDS Z 8201の色番号3103[赤(2)5R4/12]を標準とし承認による。
- c) 白色は、白地に漂白加工を行うものとする。

2.6 外観

外観は、仕上がりが優良で、傷、汚れ、その他の使用上有害な欠点がないものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、図1に示す様式のものを輪口から約10cm離れた位置に縫い付けるものとする。ただし、製品の表示の一部を省略する場合は、調達要領指定書により指定することができる。



注記1 銘板の枠及び記載事項は、黒でにじみ及び退色しにくいものを用いて、鮮明に押印又は印刷する。

注記2 用字及び書体は、NDS Z 8011による。

注記3 寸法は、標準を示す。

注 a) 該当する製品の呼び方を記入する。

注 b) 該当する物品番号を記入する。

注 c) 納入年度を記入する。

例 2007年度

注 d) 契約の相手方の名称又はその略号を記入する。

図1-銘板

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、特に調達要領指定書により指定する場合を除き、次による。

4.1 包装

包装は、商慣習による。

4.2 外装の表示

外装の表示は、外装の見えやすい箇所に次の項目を表示する。

- a) 物品番号
- b) 品名(製品の呼び方)
- c) 数量
- d) 納入年月 例 2008年2月
- e) 契約の相手方の名称又はその略号

5 その他の指示

5.1 承認用見本

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用見本として製品1枚を契約担当官等に提出し、縫製、外観及び色について承認を得なければならない。

付表1－生地

項目		規定	試験方法	
原糸		ナイロン(ライト系)	_____	
番手(織度)	たて	78dtex	J I S L 1096による。	
	よこ	122dtex×2		
より糸	たて	78dtexを600回以上Sより 122dtex×2を600以上Zより	J I S L 1096による。	
	よこ	600回以上Sよりし、78dtex 1 200T/M以上としたものを標準とする。		
組織		平織	J I S L 1096による。	
幅 cm		95以上		
長さ m		45以上		
質量 g/m ²		120以上		
密度 本/2.54 cm	たて	42以上	J I S L 1096のD法による。	
	よこ			
寸法変化率 %	たて	±5以内	J I S L 1096のD法による。	
	よこ			
引張強さ N	たて	1 200以上	J I S L 1096による。	
	よこ			
伸び率 %	たて	65以下		
	よこ			
染色堅ろう度 ^{a)}	耐光	4級以上	J I S L 0842の第3露光法による。	
	洗濯		J I S L 0844のA-2号による。	
	摩擦		J I S L 0849の摩擦試験機II形の乾燥試験による。	
	海水 ^{b)}		J I S L 0847による。	
注 ^{a)} 赤色の生地にだけ適用する。				
b) 調達要領指定書により指定する場合を除き、適用しない。				

付表2－テープ

区分		規定	試験方法
原糸		ナイロン	
組織		杉あや織	
幅 cm		2以上	
番手	たて	122dtex	
	よこ	235dtex	
密度 本/2.54 cm	たて	175以上	
	よこ	38以上	
引張強さ N		686.47以上	

